

『国際收支表』における計算単位

瀬 野 隆

- 目 次
- 一 はじめに
 - 二 計算単位
 - (+) 金般的配慮
 - (-) 各国別の表示
 - (+) 基金への報告
 - (-) 換算手続き
 - (+) 換算に適用可能な原則
 - 三
 - 四 最近の動向
 - (+) SDR平価の設定
 - (-) 計算単位としてのSDR
 - (+) SDRの使用状況
 - 五 まとめ

一 はじめに

IMFの国際收支表は IMFが編集発行している『国際收支表作成提要^①』(以下単に『提要』と呼ぶ)に基づいて作成されている。当該『提要^②』はすでに第四版までが出版されており、その第三版以降は国際收支表を社会会計の一部として認識し、第四版はこれを国民経済計算体系(SNA)の海外勘定であるとしている。^③この第四版の研究として、拙論ではあるが、すでに五編が発表されている。その第一編は『提要』作成の背景とこの発展過程からSNAと

の関係に論及している。⁽⁴⁾ 第二編は国際收支表が取り扱うべき領域と構成を説明する概念的枠組を論じ、その定義、記入方式、一国経済の概念、評価原則と計上時点、取引の型態（交換・無償移転・SDRの配分・金の貨幣化・領土変更及び移民・債権債務の再分類・評価替え）並びに国民勘定との関係に言及した。第三編は国際收支表における取引主体たる居住者について新SNAとの関係において論じた。そこでは、居住者の定義、一般政府、個人、対個人サービス民間非営利団体、企業（一般的定義及び企業の形態）、企業の定義に含まれる特殊なもの（单一企業の分散・可動装置・代理・設備附帯企業の居住・賃貸借財）について述べたものである。⁽⁵⁾ 第四編は国際收支表における評価に関するものであって、市場価格の概念と市場取引、現実の市場価格を欠くと思われる取引、市場価格の代価、子会社、非商業取引、金融項目、統一性の問題、相互関係項目の評価についての一貫性を論じたものであった。⁽⁶⁾ 第五編は国際収支表における計上時点に関するもので、奨励された計上時点、計上時点調整の必要性、個別資料から得られた商品データの計上時点調整（貿易勘定—一般的問題—長期航海の問題・商品交換記録の収集）、商品以外の取引計上時点調整（商品の輸送料と保険料・支払期日到来の未払利子・その他のサービス・契約上の貸付け）に言及した。⁽⁷⁾ この第六編では国際收支表における計算単位（全般的配慮・各国別の表示・基金への報告）と換算手続き（換算に適用可能な原則・換算のための相場選択・実施上の諸問題）をテーマとして論じてみることにする。国際收支表を作成する上で必要される計算単位は国内経済取引ではみられない、国際経済取引に特有の為替相場の問題を解決しなければならない。当テーマにおける最大の論点がここにある。さらにまた、計算単位が二方面から研究されなければならない必要性がある。その局面は基金への報告に際して使用される計算単位の在り方であり、その第二局面は基金から発表される国際収支表の表示単位についてである。固定為替相場制の下においては計算単位は安定的であり、それほど問題

図表 I IMFにおける計算単位



が生じなかつた。また金本位制の下では金の量目における表示によつて、この問題は單純に解決されていた。しかし、今日のような変動相場制の下では、絶対的な計算単位を特定化することは困難である。現在では後者については S D R を表示の単位とするようになつてゐる。S D R については、その平価の設定、計算単位としての性格、現在の使用状況について明示する必要があるであらう。

以上のような関係は図表 I のようだあらわすといふが、どうか。

II 計算単位

経済取引によつて発生する価値を何によつて、どのように計算するかは価値評価に久しう研究を続けてきた貨幣論の主要なテーマの一つであつた。たゞやば貨幣論の分野では、この貨幣の職能を、三分類して、(1)価値尺度としての機能 unit-of-account function, (2)交換手段としての機能 medium-of-exchange function, (3)価値保蔵手段としての機能 store-of-value function おおむねこの中の価値尺度としての機能は、すなわち価値表示手段 measure of value としての機能であつて、これこそが貨幣の本源的機能である。M・ケインズは貨幣を計算貨幣あるいは勘定貨幣 money of account, Rechengeld へ規定し、單に抽象的で便宜的な計算単位とみなした。つまり彼

にふれば、貨幣の機能を計算貨幣にあわせ、これは記述又は称号であつて、貨幣はいはした計算貨幣と関連してのみ存在するとして、債務やその他の価格や一般的購買力が表現されといふことの計算貨幣こそが貨幣理論の最も本源的な概念であると規定し、彼の *A Treatise on Money*, Vol. I の説明を計算貨幣からスタートしてゐる。しかしながら、国際収支表が純粹な意味において国際経済取引の価値を評価し計算する単位を規定しようとするならば、むしろニッケル numéraire こそ確定しなければならないであらう。このニッケルはしばしば計算貨幣と同一視されやすいが、それは物々交換における実物価格を表示する共通財として、M·E·ワルラスが理論上考え出した概念であつて、これのみのが貨幣なのではない。彼が想定したのは *Éléments d'économie politique pure, ou théorie de la richesse sociale* において物々交換の行なわれる部分市場間で一般的均衡が成立するために特定財の存在が必要だがあつて、この特定財をニッケルと呼んでゐるのである。このような考え方は純粹な意味における計算單位への端緒を開くのであつた。

ところが国際収支表を編成する際に当然のことながら必要な実物資産 real resources と金融項目 financial items の取引価値のデータは、各国内で使用する種々の国民通貨 national currency で表示されたり、あるいは金の量目 quantity of gold で表示されたり、又はSDR (Special Drawing Rights) によるものだ。国民通貨以外の価値の度量標準 standards of value で表示されたりとしているのである。⁽¹⁰⁾ このよつた IMF における取引価値 value of transactions のデータを実物資産と金融項目に一分して記録する方法は、IMFの国際収支表作成において採用された複式記入体系 double entry system によってながれるのである。⁽¹¹⁾ それはまた国際連合が一九六四年以来検討を續け、一九六八年に完成した『新のZIA』も同一基準に基づいてゐるのである。この複式記入 (二重記帳) の原則は元来企業

会計における複式簿記の原理を応用した記入方法で、一取引分割対応記入で收支バランスする。このようにして二分割して記録されているデータはもともと何らかの単位で表示されたデータであつて、これらはそれぞれの国の経済状況を物語る基礎的データとして重要である。これらの国々によつてもたらされるデータ、つまり各国の国際收支報告を編集作成するためのデータを実際にこの目的のために使用しようとすれば、どうしても单一の計算単位 a single unit of account に換算し、統一化しなければ国際比較の資料とはなり得ない。

もともと価値の計算単位とは一般的にいえば価値表示手段であつて、あらゆる商品やサービスなどの交換価値を表現するための共通の単位を意味している。この他に価格の単位とか計算貨幣、または名目貨幣と呼ばれているものも、この意味を有している。わが国の国民通貨である円やアメリカのそれであるドルも、この一般的意味において同一である。すなわち、これによつて表現された商品やサービスなどの交換価値は貨幣価値として表現されるとともに、同一単位で表現されることから、相互に容易に比較されうることになる。しかし、このような計算単位をある一国の国民通貨に求めることは、同国内における限り何ら不都合を生じないとしても、国際收支表の単位として、ある特定国の国民通貨を指定することは、各国の国民通貨で表示された報告データの為替レート変動のための影響をさけることのできないものにする。固定相場制の下においては、平価 par value の設定によって、価値の安定性と利用上の観点から、それほど大きな問題を生じなかつた。しかしながらワイダー・バンド制や変動為替レート制度が採用されている現在では、この計算単位の選択は重要な課題になつてきている。特に IMF における国際收支表では、より普遍的で共通性の高い単位が国家間の比較を容易にするために、さらに地域的なベースでの統合あるいは世界的なベースでの統合を可能にする上で必要とされるのである。そこで、次に IMF におけるこのような計算単位が、どの

ような配慮をもつて選定されているか、また各国別に表示された報告にはどんな問題が存在するか、さらに基金への報告はどうのよつたわれるかについて論じてみたい。

† 全般的配慮

IMFにおいて、この計算単位に対して扱われる全般的配慮は次の二点である。その第一点は前述したように、この単位ができれば安定的な単位 stable unit であるべきであるといふことである。つまり、このやういふの安定性 stability とは、非常に特殊な方法で理解されているといふものである。すなわち、ある単位が安定しているといふことは、その単位で表示された当該国際経済取引の価格がその計算単位に比較してこれらの取引のなされる通貨価値における変化によって影響を受けない時のことと意味する。通常の国際経済取引においては、たとえば一国間の国際経済取引ではその取引価格は自国通貨によつて表示するか、相手国通貨によつて表示するか、あるいは第三国の通貨によるか、またはSDRのような国際機関の定めた計算単位によるか、金のような商品貨幣によるか、また最近の東西貿易にみられる多国籍企業の物々交換方式⁽¹³⁾での双方の交換商品数量又はサービス量によつて表示されるかするものである。SDRは割合安定的であるとしても、まだいくつか問題があり、物々交換以外の単位による表示方法では、国民通貨に依存せざるを得ず、その限りにおいて市場における為替相場の変動によつて、影響を受けないわけにはいかない。この点について、当該『提要』では次のような例をあげて説明している。つまり、もし通貨再調整 currency realignment の影響がA通貨で表示された国際取引価格においてX%の上昇を引き起し、B通貨ではY%の上昇をもたらし、もしC通貨では-1%の下落を引き起すならば、この変動の中や、D通貨の表示に比較すると、

そこには何らの変化がない時、D通貨は安定的な単位であるとみなされるのである。このことは限定された意味において、この単位で表示された取引は、それにもかかわらず、前述のような取引通貨の相対価格の変化以外の理由からもたらされた価格変化の影響をうけることもあるのである。つまり、いわゆる安定した計算単位で表示された一連の価格はその数量又は一連の一一定不変の価格 constant-price series からもたらされた価格と同等のものではない、ということである。当該国通貨の価値変動が国際為替市場における価格変動以外の理由から生ずるものとしては、世界的な同時平行的インフレ及びデフレ、大量の金の生産並びに放出などがあげられるであろう。さらに多国籍企業の東側諸国との共同生産による利益が東側諸国内に留保される場合には、IMFに不加盟な東側諸国が相手だけに、正確な把握はむづかしい。この場合には為替相場に何らの影響もみられないケースである。このような取引ケースが最近の国際取引、とくに多国籍企業の東側諸国への進出によつて増大しているが、この点は明らかにIMF国際收支表における一つの弱点であるといえよう。むしろ国際会計学の発展にまつべきであろう。

次に第二の配慮すべき点は、国際收支表統計の使用者の大部分に広く知られ親しまれていると思われる単位を持つ方が使用上は便利であるといえる。まったく使いなれない単位で表示された統計数値を使いこなすことは、この使用者たちにとって苦痛をともなうことになるからである。したがつて、この単位はおそらく貿易統計や銀行統計のようないくつかの種の経済データが慣習上表示されている単位がよいであろう。このような考慮に基づくならば、古くから存在する金の単位や再調整前の単位や、さらには調整後の単位、あるいは安定した計算単位として利用可能と思われる、その他の抽象的単位でもつて編成することはあまり賢明なものではないといえる。⁽¹⁴⁾

以上のような二つの全般的配慮のうち、第一の点の配慮のみを優先するならば、ここでいきなり人為的な単位によ

つて構成された国際收支表に直面するというようなことにはならないにしても、だからといって現存する単位を安定した単位であると単純にみなすような決定を下すと、前述したような安定性の問題が再び生じてくることになる。この安定性の問題についていえば、まず最初に直面する困難として、相異なる多様な計算単位で表示された場合、国際取引価値の中に含まれた価格をいかに測定するかという実務上の困難があげられる。とくにこのような様々な可能性をもつ単位の相対的安定性を測定するためには、他の計算単位に比較して、その取引通貨の為替相場に変化をもたらしうる価格変化について、その変化部分を抽出するということである。⁽¹⁵⁾ 実際貿易以外の国際取引には決して実行できぬであろう。それに、商品貿易においてさえも、異なる商品の価格や異なる国で生産された同一商品の価格は通貨再調整の際に生ずる影響に対し様々な異なる働きをなしうるのであって、それはその選択がなされる単位が各々個別の国々にとって同一単位であるとは考えられないからである。このような理由から、国際收支表を安定した計算単位で表示するという理論上の考え方は、安定的とみなしうる何らかの普遍的単位 universal units を見い出すことはもちろんのこと、たとえば合理的評価 rational estimates が用意されねばならないとしても、現実的には実現可能な考え方ではないようと思われる。

① 各国別の表示

ある国の国際收支表編集者にとっては、その国の国際收支表を編集する場合に、その国の国民通貨を計算単位として採用したいと考えるのは当然であろう。それは IMF の国際收支表作成者がより普遍性の高い計算単位でもって、国際收支表を作成しようとする要求と同じ性質のものである。もし、前述の国作成者が自国の国民通貨で国際收支

報告を編集すれば、それはそのままで、その国の国民勘定およびその国にとって利用可能な大部分の他の経済統計と比較することができる。さらに云えば、他の多くの基礎的統計、たとえば関税報告書や銀行資料も、もともとその国の国民通貨で表現されていたはずであったからである。この意味で、ある国がその国民通貨で国際収支報告を編集することは、国内的には多くのメリットを有することになるであろう。しかしながら、別の意味から見ると、これは必ずしも優れた表示方法であるとはいがたい。すなわち、その国の国民通貨の価値がその国的主要な準備構成要素の価格に比較してあるいはその国の国際取引が主として表示するところの通貨の価格に比較して一定不变性を維持しなかつたならば、国際収支表がめざしている多くの応用面に対しても、国民通貨による報告の適合性は致命的にそこなわれる事になるかもしれないからである。たとえば国民通貨で表示された場合には、経常取引における明白な増加がたまたま国民通貨が安定的でなかつたために起こりうるのであって、さらにそれ以前に取引に実際に使用された通貨と比較して減価してしまつていたというようなことが起こりうるのである。このようなことは、国際収支表の分析を複雑化させる環境を増大させるのである。⁽¹⁶⁾ ⁽¹⁷⁾

（三）基金への報告

IMFが目的とする国際比較を可能とするためには、あらゆる国に共通した普遍的な計算単位によって国際収支報告がなされる必要がある。現在、よく知られ親しまれている計算単位のうちで、いすれが普遍的単位として使用するのが好ましいかは、結局のところ理論上の問題よりもむしろ、判断上の問題である。さらに、この単位はしばしば変更されることもあるて、それは取引通貨間における関係の展開やある計算単位が選択される国際収支統計でカバーさ

れる期間に依存してくるのである。基金への報告では、諸国は各国が自国自身の使用のため採用した、どのような計算単位によってでも、自国の報告を表示するよう要求される。この要求は、複数為替相場制 multiple exchange rate system を持つ国がその国の国民通貨で自国の報告を作成するならば、その国は单一相場 unitary rate でそれをするのであることを前提としている。それゆえ、基金はその目的に合致するよ⁽¹⁸⁾うに、その報告された数值を現状にてらして最も適当であると思われる普遍的単位に換算する⁽¹⁹⁾ことなるであらう。そいや問題になるのは換算手続きである。次にそれを論じる⁽²⁰⁾ことにする。

III 換算手続き

取引通貨から選択された計算単位に換算する手続きにおいて発生する諸問題を論ずるには、その前にこの議論の背景を理解しておく必要がある。い⁽²¹⁾ではまずその主題の論理的局面を中心に論じてみたい。さて換算手続きについての論理的測面には、理論上最適であると考えられる方法がたとえ存在するとしても、国際收支の実際の編集者にとってはきわめでまれにしか実行されないという点を指摘しておかねばならない。それゆえ、い⁽²²⁾では編集者が為替相場を選択することとその選択した為替相場を取り通貨又は他の計算単位で報告された源資料に適用するのを可能にする実務上の選択権 practical options を再検討する⁽²³⁾こととする。無原則にい⁽²⁴⁾のような実務上の選択権を国際收支表の編集者に与えることは決して好ましい結果を生みださないからである。

(+) 換算に適用可能な原則

(2)

国際收支表の記入に反映される価値は実物資産又は当該金融項目の市場価格で表示されたものである。この価格は自発的に商取引を行なう二当事者間で締結される契約においては、それを計算するための基礎であり、それは結果的には前述の価値と同一のものを示している。このような契約が締結される時に建てられた特定の市場価格はその後の経過によって影響されない。というのは、そこで決定された価格を再交渉するための契約事項は、約定条件下でその契約を解消する協定と等しいものであって、そのようにすることは結局新しい契約を再び締結することを意味するからである。ある項目の市場価値（この契約に基づく価値）と別の契約でその項目を売却する時に生ずる価値との間の相違は評価替えに相当する。これらの評価替えはコンベンションによって国際收支表には含まれない。したがつて、当初に当事者間でその市場価格で売買契約が締結された時の取引価格だけが、国際收支表に表示されることになる。

ある取引の市場価格はその項目を獲得するという契約が締結される時に独自に決定されるのであって、その時使用される通貨やその価値が表示される他の単位については無視されている。それゆえに、その契約で指定された取引通貨以外の単位で表現された取引価値はその取引通貨とその契約が締結された時に存在した単位（為替相場）との間の関係に変更することによってみいだされるはずである。もしこの方法が適用されなかつたならば、この取引通貨以外の単位によっては市場価値は单一になるはずがなく、最終的な価値はその関係が変化した時に変化するにすぎない。実際には、契約時とその契約又はその一部が履行される時との間に生じる為替相場における何らかの変化の影響は取引通貨以外の単位で表示された時、この契約によってカバーされる項目の価値にある変化をつくり出すことになる。たとえば契約履行の際に生ずる、引渡時期か又は支払の時期かというような時期に生ずる問題がこれである。この種の

評価替えも、何らかの他の原因から生ずる評価替えと同様に、コンベンションによって、国際收支表には含まれないことになる。この換算を決定する原則は次のような例によつて説明される。(つまり、ある契約がその契約中で指定された通貨(すなわち取引通貨で表示された)一〇〇単位の市場価値で金融項目を売買するために締結された場合、その取引通貨の〇・八単位は国民通貨の一・〇単位と交換可能であるとする。そこで、この契約で指定された引渡し時期までに、為替相場は取引通貨の一・〇単位と国民通貨の一・〇単位が等価であるように変化したとする。そうすると、この資産の買手は、引き渡し時期に、国民通貨に換算して一〇〇単位の資産保有中に純増を記録されることになるであろう。この純増は契約締結時にその資産が有していた一二五単位の国民通貨における市場価値と為替相場の変動によって、引き渡し時期までに二五単位の評価替えを示している。この評価替えを除外した保有中の変化はこのように一二五単位であつて、この数値はその契約が締結された時に存在した為替相場を使用してなされた取引通貨により表示された資産の市場価値を換算することによつて達成されたものである。このような変化は原則的には国際收支表に記録されるべき変化である。この例は取引通貨の単位に比例して、その価格が変化する単位に換算することについて注意を喚起するという事実上の価値を強調するものであつて、このような換算は評価替えが原因で起つてきているものである。このような例では、買い手が取引で獲得した資産価値を国民通貨に換算することによつてのみ、評価替えを経験するのであって、その取引通貨においては資産は変化しないままで残っている。もちろん、この資産を売却すれば、その評価替えはすでに実現されていた(資本損失に換算されて)はずで、それは国際收支表に当然記録されることになる。このように、もしこの買い手が取引通貨の一〇〇単位を同一記録期間中に再度この資産を売却するようなことがあつたならば、その通貨で表示された国際收支表の純記入は明らかに〇とされるであろう。

しかしながら、国際收支表が国民通貨で表示される場合には、二五単位の純負債の記入が結果的になされ、それはまず一二五単位の保有増を示し、それから一〇〇単位の減少を示す。後者の場合には、引き渡し時期に優勢であった為替相場がその後変化しなかつたという情況下においてなされるものである。国民通貨による純記入はこの資産の譲渡取引の一部であることを暗黙のうちに示す資本損失を表示するものである。⁽²⁹⁾ この資本損失はただ取引通貨に比較して国民通貨の為替相場の変化によってのみ生じたものであつて、このような損失は、その取引が元の取引通貨で表示される時には起り得ないものである。少くとも為替相場の変動によつては「のよくな」とは生じない。この点についてはあら後に後述することになる。

(2) 換算のための相場選択

取引に参加する当事者がある契約を締結する時、そこで優勢である為替相場を現実に必ず採用するという保障はない。しかしながら、論理的選択として次の二点が最も可能性のあるものとして示すことができる。まず第一に、ブレトン・ウッズ体制 the Bretton Woods regime の下では、為替相場の変動は固定為替平価関係 fixed par value relationships をめぐる狭い変動幅の中でのみ可能であった。この体制がめざしていたものは固定相場制であったかのである。一般的にいつて、取引の当事者は価格の設定においては、このようなわずかな変動をそれほど考慮に入れないかもしれない。あるいは、ある傾向として、ある期間にわたる為替相場の変動を平均化することを求めて、その為替平価に等しい平均市場為替相場を作成しようとして、当『提要』の先版では取引通貨がその計算単位に対して固定された関係を生み出した時、それに少くともその関係が狭い変動幅の中で許される最少の幅から離れて現実に効率

的に観察されていていた時、為替平価の換算を奨励したのである。この奨励はまだそれが受け入れられる状況のタイプによつては拒否することができると思われる。これとは対照的に、比較的広い限界幅と変動相場 floating rates が取引通貨として広く用いられているところでは、その取引人が外国為替市場において建てられていく直物相場 spot rates 以外には優勢な相場としてみなすであろうと思われる基礎は何も存在しない。そして、もしその取引人がその時換算する予定になつてゐるならば、現実に獲得した相場を反映しているのがこの外国為替市場である。それゆえに、この計算単位に代わるものとして、取引通貨の現物渡し spot delivery のための契約日における為替市場相場は原則としてその取引通貨が変動している時には最適の相場として採用することができる。しかしながら、ある与えられた通貨に対して二つ以上の為替相場が異なる取引分類に適用可能である時、この状況は理論的に非常に複雑になる。本質的にはいえば、この多数為替相場 multiple exchange rates の影響は間接税（たとえば輸入関税）又は補助金によって生まれた影響と通常は必ずしも異なるものではない。それは居住者間の無償移転、すなわち政府と輸出人又は輸入人との間の無償移転とみなされるものである。この税又は補助金の総額はその取引に適用可能な相場ともしますべての国際支払が自由な市場を通してなされたならば建てられたであろう観念的で单一な相場との間ににおける相違によりて決定されることになつていたであろう。この場合の観念的相場 notional rate とは当局者が固定平価制度の下で防衛されうる均衡相場か又は自由変動 free floating 相場制下で市場相場のいずれか一方と等しいものと考えられる。以上のような一連の理由は、国民通貨でその国の国際收支を表示することを望む、多数為替相場制をとる国が換算のために单一相場を使用する」と示してある。それは、居住者間における無償移転の要素を含む価値で取引を表示するのを避けるためである。このような環境下における現実的な相場の決定は常に実務上非常に多くの事

柄を提供してきた。多数為替相場制度の運用から当局によつて実際に現実化された多くの損益は、大部分は、国内的原因によつて、つまり外国通貨を国民通貨に交換する居住者に対する直接税や補助金、およびその逆のケースの純然たる結果であると考えられるのである。それゆえに、これは国際收支の一部を構成することにはならないである⁽²²⁾。

③ 実施上の諸問題

今まで論じてきたように、換算手続き上において、取引通貨で表示された価値を計算単位に換算するにはこの契約締結時における関係を反映するという方法でなされるべきであるという理論は確かにわかりやすい。しかしながら、実務的にはほとんどのデータ集収手続きはその取引契約期間における情報を特に必要としない。しかもその情報なしにはどんな利用可能な換算方法も概念的に妥当な近似値以上の数値を生み出さないであろう。實際、利用可能な考え方方が存在するという確証は少しもなく、少くとも商品取引においては、契約期日とその取引が国際收支表に記録される期日との間の期間は一般的には長い期間を要し、それは単に数日から数カ月に及ぶことがあるのである。第一の問題として通常国際收支表作成者に報告された数値はすでにある計算単位（たぶん国民通貨で）表示されているものであるが、その数値はこの作成者が少しも関与しない方法によって、さらにはほんの外的的な情報のみしか有していない源資料収集者によって、その単位に換算されていることがしばしばある。たとえば、貿易数値は法規 legislative prescriptions に従つて税關當局 custom officials によって換算されるであろうが、企業によつて提供された情報は企業の帳簿に適用される会計慣習 accounting convention を反映するものであろう。それゆえに、国際收支表作成者は

理論的に正当であると考えられる目的に到達可能な別の計算単位にこの数値を換算する何らかの方法を工夫することができるとは思われないのである。経験的にいえば、ある国の外国貿易は何か一つの通貨で支配的に行なわれるものではないであろうし、またその国自身の通貨が国際取引通貨として一般に認められている場合でも、そうである。国際收支表作成者が近づきうる基礎的データの多くがこのように他のものによって最初から換算されているので、これを回避しようすることはほとんど不可能である。

以上に述べた、これら二つの状況から生ずる欠陥を修正する必要があるとして、この種の調整が行なわれるのはほとんどまれであった。さらに換算を進めるために示唆されうる唯一の実行可能な手続きは一般に利用される手続きである。つまり、その取引が記録された期間中優勢であった市場相場の平均でもって換算する、ということである。この目的のために使用されるはずの平均値はそれほど重大なものではない。それは何らかの実務上の換算方法によつて達成されるであろうような不正確な結果からみて、このようにいうことができる。しかしながら例外的な例として、充分な情報がその取引に利用できるような相場で国際收支表作成者に換算することを可能とさせるために、ある取引分類とある大きな取引について利用できるかもしれない。基金による取引は、SDRや大部分の通貨に換算して正確に決定可能な相場でなされる。これは、各々の取引に含まれる項目が呼称される元の単位を無視している。船舶や航空機の貿易は国際收支表作成者が平均市場相場以上に適切な相場を確認できる大規模取引の一例である。取引が記録される期間の平均市場相場を使用する実務上の必要性は原則的には国際收支表で取り扱われるべき資本獲得と損失を除外するのに役立つからである。それは評価替えを生じうる期間中の変動が全期間中不变の相場を使用することによって解消するようになることを意味する。さらに計算単位に換算して二期間にわたる額の総変化は準備のための補完的

情報として必要とされるものであつて、その取引通貨の換算によつて差違をもたらす」と、およぶある平均相場で「の取引通貨を換算する」とによつて、みだすことは不可能である。一方、保有に関する数値はまず第一に各期間に適用可能な相場で換算されなければならず、その後にその差額は計算単位で換算して直接に得られる。この手続きの論理的根拠は次の二つの取引の発生に結びつけることによつて説明できる。一つはそれによつて資産が当期間の初日に締結された契約下で獲得されるということであり、もう一つはこの「と」によつて資産がその最終日に締結された契約下で処分されるということである。また单一の先物取引契約中で二種類の取引通貨が指定されている場合には特殊な問題が生ずる。いわゆる、これら二種類の通貨がいずれも計算単位と考えられていいこともある。そして、この契約から推定可能な二種の通貨間の関係はこの契約締結時の計算単位に対しても有する各々の関係によつて示唆された関係から相当乖離していることもある。このような状況が発生した時、その当日の市場相場によつてその計算単位に換算することは、二つの異なる結果をもたらす。このことは換算の基礎に通貨が使用されたことによるのである。たとえば u という計算単位と A と B の二つの契約通貨間の市場の関係は先物契約が締結された時、 $1u = 2A = 5B$ であつて、一方、この契約で $550B$ の買いに対して $200A$ の売りを要求していたと仮定する。この場合の契約上の価値は $100u$ か $110u$ のいずれかであつて、それぞれ、 A 又は B のいずれかの通貨に換算してその契約上の価値が換算されることによるのである。この例においては、二当事者が原則的にこの契約で負担している価格リスクに等しくあらわれていることを考へると、合理的な解答が得られる。このことはこの計算単位への換算が計算単位とこの契約締結時に優勢である二つの取引通貨の各々一方との間の関係の平均でなされるべきものであるといふ結論に達する。

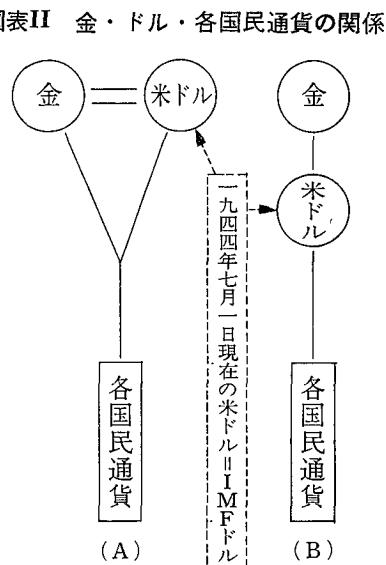
先述の例に関して言えばこの契約下の取引価値は $150u$ とされるであろう。さらに、取引が国際收支表に記録される

期間中優勢である平均市場為替相場での換算（この換算方法は実務的には一般になされる方法である）は原則的には内部的に整合性 consistent ある記入を促進させるものであるがどうかについて、ある種の問題を生起させるのである。たとえば、商品はその当初に支払うか後の時期に支払うかによつて、ある期間の所有権に変化が生じるのであって、その時為替相場は異なり得る。この種の計上時期の相違は債権債務関係 obligation の発生と消滅の双方の記入のものとなる。⁽⁵⁾ これらの記入は、あるものは商品記入に対する相殺であろう。おのおのの一対の双方の記入は同期記入であろうし、またこのようにして同一の為替相場で換算されるために、この二期間の各々の報告は換算後、収支戻でなされることになる。しかしながら、この一対の価値は契約後発生した為替相場の変化によつて異なりうる。⁽⁶⁾ それゆえに、換算が取引記録期間の市場の相場で行なわれる時には、このどちらかの一対の二重記帳は實際上は評価替えのための相殺の誤差以外は等しいのであって、換算によつては、これは国際收支表に含められるべきではない。このような誤差が原則的に適正と思われるのは、契約締結時に優勢である為替相場で表示された单一契約でなされた全記入を換算することによってのみ回避できるということである。⁽⁷⁾

四 最近の動向

IMF体制の基本的性格は第二次世界大戦後の世界を連合国支配下、とりわけアメリカ合衆国の Hegemony の下で運営されるための通貨的統制機構であつて、GATTの経済貿易的統制機構といいまつて、一つの大きな経済貿易通貨金融の統制的役割の中で見い出すことができる。したがつて、それは常に一貫して流れる国際連盟から国際連

命に關る、Cosmopolitanism と Universalism の中における Internationalism である、Nationalism やその他の生れる National Interests を可能な限り排除しようとするものであった。ケントン・ウッド会議におけるケインズの清算同盟案は内密的にはこの線に合致するものであったが、その意図において Pax Britannica をめざすのであつたために採用されなかつた。IMFとIBRDも戦後間もない時期において、強大な経済力を有したアメリカからすれば、これらにそれほど大きな期待を寄せるものではなかつた。アジアやヨーロッパにおける社会主義勢力の拡張傾向とあり余る生産力の捌け口となる一つの問題に直面したアメリカはブレトン・ウッズ機構とは別にマーシャル・プランやその他の復興開発資金を各国に援助したが、これはトルーマン・ドクトリンの具体的表現の一つであつて、それはまさに Pax Americana をめざすものであつた。



このような目的とアメリカの意図の下に設立されたIMFは、固定為替平価制度をめざすとともに、その平価をアメリカのコントロール下にあつた金とドルに置いたのは当然のことであった。しかしながら、アメリカから大量の投資資金が流出し、しかも多国籍企業が高度の技術をもつて海外に進出することによって、アメリカの国際収支が赤字を示すようになつたために、金とドルとの関係に乖離が生ずるといつになつた。それに海外との関係でOvercommitmentする傾向が多くなつたためにこの傾向が一層増大した。」

れとともに当論文の注⑫で述べたように、IMFの固定平価であった「一九四四年七月一日現在の量目および純分を有するアメリカのドル」＝金1/35オンス(○・八八八六七一グラム)に対する認識がより精確になり、これはこの時点における「アメリカのドル」が「IMFのドル」⁽²²⁾と等価なのであって、実質的に変動するドルは「IMFのドル」＝「IMFの平価としてのドル」＝「IMFの計算単位としてのドル」という関係を意味する。この関係はもともと、より精確にいえば図表Ⅱにおける(B)の関係ではなくて、(A)の関係をさしていたのである。一九七一年八月十五日のニクソン大統領による金とドルの交換の一時停止、スマソニアンの合意によるドルの金に対する七・八九%切下げ(金1/38オンス)はこの関係を明確なものとした。さらに七三年二月十一日のドルの一〇%切下げはこの関係をさらに強く印象づけるものであった。

（）SDR平価の設定

IMFをめぐる前述のような国際通貨情勢の中にあって、一九六五年八月十日にドルに代わる準備資産の創出に関するオッソラ委員会報告が発表され、六七年九月二十九日のIMF総会ではSDRの創設が決議された。⁽²³⁾そして一九六八年六月三日のIMF年次総会でSDRの創出が正式承認され、七〇年一月一日にIMFからSDRの第一次配合が実施された。さらに七四年七月一日からSDRの平価を「標準バスケット方式」で決定することになったのである。

ところでSDRは一九六九年のIMF協定の第一次改正では金価値保証がつけられたが、金交換性は与えられていなかった。すなわち『国際通貨基金協定の改正』の第二十一条「特別引出権」の第二項に「価値の単位」として「特

別引出権の価値の単位は、〇・八八八六七一グラムの純金に等しいものとする」として、当参加国および特別引出勘定の権利・義務は絶対的金価維持あるいはIMF協定第四条第八項と同様の規定に従うのである、としている。この場合の絶対的金価値維持とは、将来価値単位を〇・八八八六七一グラムの純金から変えないことを意味し、この量目は当協定改正の現在におけるアメリカ・ドルの一ドルの価値と同じである。それ故に、この場合には、仮にアメリカ・ドルの価値に変更があつてもSDRの価値に変化はないのである。⁽³¹⁾しかしながら、実務上では当初はIMFはSDRの取引で、SDRの金価値がアメリカのドルの金価値に依存しているとの想定の下で、SDRの換算には「米ドル基準の同一価値原則」を採用した。つまりSDRとアメリカのドルとは平価で交換するが、アメリカのドル以外の通貨とはそれぞれの通貨のアメリカのドルとの為替相場を適用したのである。この同一価値原則の適用はドルの連続切下げ、主要通貨の総フロート移行にともなって、問題が生じてきた。それはSDRのドル換算は平価で行なわれるから、第一回のドル切下げで一SDRは一・〇八七一ドル（ $1\frac{38}{42}$ オンス）、第二回の切下げで一SDRは一・二〇六三五ドル（ $1\frac{22}{42}$ オンス）となつて、アメリカのドルはSDRに対して減価して行つた。ところがSDRはドル以外の通貨に対してもドル基準の同一価値原則が適用されたために、市場では米ドル基準の価値計算が行なわれたのである。たとえば市場での相場が一ドルが三〇〇円であるとすれば一SDRは約三六〇円（ $\$300 \times 1.20635$ ）となるが、円高になつて一ドルが二八〇円になると一SDRは約三三六円（ $\$280 \times 1.20635$ ）となり、このことは市場でドルに対して切上げとなる通貨に対し、SDRは減価することになつたのである。このことはSDRをユーメレールとしておきながら、同時にドルもユーメールとして機能させようとするといふから生じた。この欠陥を是正するためには、SDR取引を平価主義に戻すか、ドルを含めたすべての通貨に対して同一価値原則を拡大するかしかない。平価主義をとれば、強

図表III ISDR中の各国通貨量

	A ウエイト	B 基準期間の各通貨1単位の米ドル平均相場	C $A \times \frac{1}{B}$ (注1) $\times 1.20635 \times \alpha$	D 主要16の通貨別構成 (注2)
米　　ド　　ル (\$)	33.0 %	1 000000 \$	0 400300 \$	0.40 \$
西　　ド　　イ　　ツ　　・　　マ　　ル　　ク (DM)	12.5 "	0 399356 "	0 379683 DM	0.38 DM
英　　ポ　　ン　　ド (£)	9.0 "	2.29840 "	0.0455189 £	0.045 £
フ　　ラ　　ン　　ス　　・　　フ　　ラ　　ン (FF)	7.5 "	0 205268 "	0 443212 F Fr	0.44 F Fr.
日　　本　　円 (円)	7.5 "	0 00357872 "	25 4217 円	26 円
カ　　ナ　　ダ　　・　　ド　　ル (C. \$)	6.0 "	1 03585 "	0 0702628 C \$	0.071 C £
イ　　タ　　リ　　ア　　・　　リ　　ラ (Lt)	6.0 "	0 00156764 "	46 4276 Lt	47 Lit.
オ　　ラン　　ダ　　・　　ギ　　ル　　ダ (D.GI)	4.5 "	0 379006 "	0.144025 D.GI	0.14 D.GI.
ペ　　ル　　ギ　　・　　フ　　ラ　　ン (B.Fr)	3.5 "	0 0262007 "	1 62042 B.Fr.	1.6 B.Fr.
ス　　ウェ　　ー　　デ　　ン　　・　　クロ　　ロ　　ナ (S.Kr)	2.5 "	0 230149 "	0 131766 S.Kr.	0.13 S.Kr.
オ　　ース　　ト　　ラ　　リ　　ア　　・　　ド　　ル (S.A)	1.5 "	1 48717 "	0 0122359 S.A	0.012 S.A
デン　　マー　　ク　　・　　クロ　　ロ　　ネ (D.Kr.)	1.5 "	0 167615 "	0 108555 D.Kr.	0.11 D.Kr.
ノ　　ル　　ウ　　エ　　・　　クロ　　ロ　　ネ (N.Kr.)	1.5 "	0 184684 "	0 0985220 N.Kr.	0.099 N.Kr.
スペ　　イン　　・　　ベ　　セ　　タ (Pt.)	1.5 "	0 0173181 "	1 05066 Pt	1.1 Pt
オ　　ース　　ト　　ラ　　リ　　ア　　・　　シ　　リ　　グ (S.)	1.0 "	0 0547294 "	0 221641 S	0.22 S.
南　　ア　　・　　ラ　　シ　　ト (R)	1.0 "	1 49077 "	0 0081369 R	0.0082 R

(注1) α は、6月28日の対米ドル相場に基づき算出される。SDRのドル表示の計算値と從前のISDRのドル換算倍率1.20635とを一致させたための調整係数 ($\alpha=1.00554$) である。

(注2) この各通貨量はC欄を有効数字2桁に四捨五入したもので、1974年7月1日のIMF理事会において承認されている。
出所：日本銀行調査月報 昭和49年8月号

のウエイト（米ドルは50%増し）を決める（第三図A欄）。③基準期間（一九七四年六月二十七日に終わる三ヵ月間）のニューヨーク市場における各国通貨の対ドル平均相場（同B欄）。④ウエイトと平均相場を用いて、各通貨の合計が一・一〇六三五ドルになるように調整する（同C欄）。一SDRが一・一〇六三五ドル（ドルの金平価）と

い通貨と弱い通貨の関係を利用して自國に有利な取引をIMFと行うために、結局、ドルを含めて同一価値原則を採用することにしたのである。一九七四年六月十三日に、固定相場制に戻るまでの暫定措置として、ドル基準のSDR換算方式を一六カ国通貨基準方式に改めた。このIMF新協定はIMF二〇カ国委員会の発表した「改革草案大綱」にもとづくもので、その第三八条には「SDRの評価方式を諸通貨のバスケットで行うが、これは今後の通貨制度で別の評価方式を採用することをさまたげるものではない」としている。標準バスケット方式による各国の通貨の関係は図表IIIにみられる。この方式を要約するとおよそ次のようである。①SDRの価値決定に際し組み込まれる通貨は、一九六八年から七二年までの五年間平均の貿易、サービスの輸出額がIMF加盟国合計の一%を占める一六カ国通貨とする。②各国通貨の輸出シエアに応じて算出された各国間のニューヨーク市場における各通貨の対ドル平均相場（同B欄）。④ウエイトと平均相場を用いて、各通貨の合計が一・一〇六三五ドルになるように調整する（同C欄）。一SDRが一・一〇六三五ドル（ドルの金平価）と

図表IV SDRの新バスケット通貨とそのウェイント

通 貨		ウェイト (%)
米	ド ル(\$)	42
西	ドイ ツ・マルク(D.M.)	19
フ	ラ ンス・フ ラン(F.F.)	13
日	本 円(円)	13
英	ポ ン ド(₤)	13

したのは、ドル基準の評価方式と十六カ国通貨基準との連続性を保たせるためである。⑤ SDRを構成する各国通貨量を有効数字二桁に調整する（同D欄）。⑥ SDRの価値をきめるバスケットの中味が決定されると、SDRの価値はどの通貨でも表示できる。たとえばSDRの円相場を出すには二六円プラス円以外のバスケットの中味になつて他の十五カ国通貨をその日の為替相場で円に換算すればよい。ただし計算を簡素化するために、IMFはSDRの

ドル相場をまず算出し、その日の対ドル相場で各通貨に換算して、一九七四年七月一日以降十六カ国通貨によるSDRの価値を発表している。この方式によつて、SDRの取引価値はドルの減価による変動を一〇〇%から三三%だけ反映するものとなり、より安定的な単位となつたのである。このメリットによつて、SDRは民間部門の保有が許可されていないにもかかわらず、民間部門で従来のドルを取引計算単位に使うかわりに、SDRの使用が増大した。たとえばIATA（国際航空輸送協会）の航空運賃、OPECの原油価格、エクス運河通行料の計算から、ユーロ市場におけるSDR建て建債の発行まで、多方面で使用されるようになったのである。^⑦ この十六カ国通貨による標準バスケット方式は一九八一年一月一日から五カ国の通貨によつて構成されることになった。一九七五年から七九年の期間中最大の商品及びサービス取引量を有する五加盟国通貨、つまり、図表IVのように、アメリカ・ドル、ドイツ・マルク、フランス、日本円、イギ

リス・ボンドであった。⁽³³⁾ このような通貨でバスケットを構成するとしたのは、計算の単純化と統一化のためであつた。このに含まれる五つの通貨の各々の額はウエイトによって、一九八〇年十二月三〇日付けで計算される。この計算方法はこれらの通貨に換算して SDR の価値が現行の評価と同様にして改訂された評価の下で、一九八〇年十一月三十一日における価値と同一であることを保証するというような方法で、この日による三ヵ月にわたるこれらの通貨の平均為替レートのベースで行なわれる。またこれらのバスケット通貨は改訂に先立つ五年間（たとえば一九八六年一月一日に実行される改訂では一九八〇年から八四年までの五年間）における商品およびサービスの最大輸出量を有する基金の五加盟国通貨を基金の Executive Board が決定しないならば一九八六年一月一日に始まる五ヵ年間で調整されることになつてゐる。

① 計算単位としての SDR

より安定的な計算単位としての SDR はある程度、アメリカ・ドルよりは IMF の期待に合致するものであった。しかし、一般性が多分に犠牲されたまま創設されたといえど、より広い立場から、この SDR の創設を見るならば、国際連合が要求するといふものである Cosmopolitanism や Universalism からして、そしてアメリカがこれの推進役を担うとすれば、必然的に Nationalism に直結して、金の獲得競争に向いがちな金志向を強く排除しようとすることは当然であった。民族的対立と抗争を避け、国家対国家の競争と戦争を終息させるためには、超国家的・中立的・多角的・複合的・民主的・普遍的・統一的な機関による経済的価値の仲介手段・表示手段・貯蔵手段を確立するなどは、国連の一機関としての IMF の主要な目的ないし目標の一つであった。その意味では各国内に保蔵されてい

る私的・公的保有の金は、不胎化させる必要があつた。特に国家権力によつて強力に保護されている所有権の源泉たる国家権力の増強を国連の一機関である IMF が排除しようとするのは当然であつた。他方で、IMF が将来確実に超國家機関として、さらにいえば世界銀行的に役割を担えるかどうかは不明である以上、反論が生ずるのはやむをえず、ここに金価値保証を設定しなければならない理由があつた。しかし、金価値保証は IMF の金廃貨の方針と矛盾するため、これを合意の下にとりのぞいたのである。国際連合が要求する方向に SDR はますます接近することになつたのである。SDR の創設時における主要な見方は SDR が新しい準備資産であり、第三の通貨への過程にある資産であると考えられており、SDR がその実現以前に安定的で一般通用性のある計算単位になるとはみられていたのである。しかしながら、ドルの度重なる平価切り下げがドルの計算単位としての適格性を疑わせ、それに代わつて SDR がその安定性を評価され、計算単位として、公的にも私的にも使用されるようになつたことがであります。

また、SDR の一般性の強化策として、SDR の使用範囲の拡大が行なわれた。もともと SDR の使用範囲は一九七八年四月の IMF 協定第二次改正では、SDR 対価に通貨を取得できる場合を、相手国の合意さえあればいかなる場合においても通貨を取得できるとしたことと、SDR を通貨の取得以外の目的にも使用可能な途が開けていた。そして一九七八年末から翌年初めにかけて、IMF は次の四つの使用目的の拡大を発表した。
① 債務の決済 Settlement of financial obligations のために SDR を引渡すこと（一九七八年十二月二十八日の決定）、
② SDR を貸付けることと Loans （同年十一月二十八日の決定）、
③ SDR を担保 Pledges としてイヤマークすること（七九年二月二十六日の決定）、
④ SDR を担保 Security として引き渡すこと（七九年二月二十六日の決定）、
⑤ SDR でスワップ Swap

取引を行なうる（七九年十一月二十九日の決定）、⑥SDRの先物 Farward 取引を行なう（同日同日の決定）、
⑦SDRを贈与 Donations (Grants) とす（一〇年四月十四日の決定）である。しかし IMF は SDR の
「他の保有者」の拡大、いまの SDR が原貯金としての SDR 制度の参加者に限定されるが、IMF 協定第十七条三
項の規定によれば、「他の保有者」 other holders が指定であるのであるのであって、第一次協定改正前は、一九七四年
一月二十二日は国際決済銀行を指定하였다。一九八〇年四月二十一日は④East Caribbean Currency Authority, St.
Kitts, ⑤International Fund for Agricultural Development, Rome, ⑥Nordic Investment Bank, Helsinki, ④
Swiss National Bank, Zurich の国機関が、やむと同年四月二十二日は⑦Andean Reserve Fund, Bogota が指定
された。

計算単位としての SDR は次のようく説明してある。いま、SDR は基金取引の計算単位であるといふ、私
的な契約や国際的取決めなど他の国際機関や地域的機関、たゞ SDR the Arab Monetary Fund, the Economic
Community of West African States ならびに the Nordic Investment Bank なども使用する計算単位として（又
は計算単位の基礎として）おもねり多く受け入れられるようになつてゐる。SDR の価値はペッグ制の中のい
ずれか一つの通貨価値よりおほり安定的になつてゐておる、それは国際貿易における商品及びサービスの価格が呼称
される五つの主要通貨のウェイトがかけられた平均為替相場であるからである。商業銀行による預金の呼称としての
SDR の使用は銀行がこうした債務に合致しらるに十分な SDR 表示の資産が欠如しているためにいくぶんかは抑制
されてゐる。十六から五に価値ペッグによって通貨数が減少するといつて、この統一化された SDR の価値
と利子率のバケットの単純化はこの無理を相当に軽減し、それによつて SDR 表示の預金の増大を促進させた。五

つの通貨はすべて、直物市場でも先物市場とともに広く取引されているために、為替リスクをカバーするためにSDR表示の債務を保有するか又は出す民間市場の当事者にとってたやすいことなのである。たとえばSDR表示の預金を受領する商業銀行はその資産の構成を債務の構成に一致させるために、このバケットの五つの通貨の間でその収益を分割しようとするかもしれない。SDRの価値とSDRの公的保有における利子率の決定にとって、この単一バケットの使用は、市場におけるSDRの二重の有利さを容易にするとともに、この資産の市場関連性を強化する。このようにして、一九八一年一月一日の価値バケットの通貨数の十六から五への縮小はSDR表示の公的金融債務（私的SDR）における利子率を上昇させたのである。⁽³⁵⁾ SDRはこのようにして計算単位としての適格性を着実に発展させている。

(三) SDRの使用状況

計算単位としての資格、つまり安定性と一般通用性を発展させているSDRは今日では公的・私的の両方面において、年々多額にわたる使用増を示してきている。SDR表示の定期預金はBISや主要な金融機関の四〇以上の商業銀行によって受け入れられている。今日では二つの商業銀行がSDR表示の通貨勘定を提供している。これらの預金はSDR表示のユーロ・ポンドの支払いを使用されることがある。一九八一年一月に、ある商業銀行グループがSDR表示の譲渡可能定期預金証書CDsを発行し取引する市場をつくりたが、それによって、これらの譲渡可能定期預金証書の取引可能な補助的市場が確立し、結果としてこれらをより一層流動的にしたのである。これに参加した銀行は業務を開始した最初の十八ヶ月の間に七行から約二〇行に増加した。一九七五年以来、SDR表示の債券は十三

図表 V SDR の使用例 (100万 SDR)

	1970~ 72	1973~ 75	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982 ⁽¹⁾
加盟国及びその他の保有者による移転 対加盟国及びその他の保有者	3,124	2,454	1,670	2,633	4,034	2,766	8,629	4,758	4,590
指定によるもの 協定によるもの 採算	884 989	681 1,275	220 353	267 699	852 1,827	1,311 318	1,316 347	1,748 31	1,597 732 182
対埠金 買い戻し 手数料 クオータの支払 その他	— 1,088 149 — 15	— 101 356 — 42	— 446 629 — 22	— 837 807 — 24	— 347 747 220 41	— 492 584 1 59	— 1,275 519 5,088 83	— 830 718 268 267	— 518 900 1 659
基金による移転 加盟国及びその他の保有者	623	576	989	1,145	1,332	1,472	2,262	2,636	2,476
買い入れ 復元 報酬 その他	292 104 35 192	46 488 37 5	430 531 24 3	428 583 122 13	1,025 120 136 50	1,266 — 140 67	1,556 6 220 480	1,962 19 348 307	1,338 — 861 278
総移転 SDRの保有 (期末)	3,747	3,031	2,659	3,779	5,365	4,238	10,891	7,394	7,066
加盟国 その他の保有者 基金の一般資産勘定 総保有 ⁽²⁾	8,686 — 629 9,315	8,764 — 551 9,315	8,656 — 659 9,315	8,133 — 1,182 9,315	8,110 — 1,205 9,315	12,479 — 869 13,378	11,803 6 5,579 17,381	16,411 3 5,019 21,433	16,751 63 4,622 21,436

(1) 1月~7月

(2) 総保有は純累積分配と未払戻款の統計に一致する。

資料 IMF Treasury's Department

発行された。一九八一年一月以来、七つのシンジケート・ローンが組まれ、それは全体で約十二億 SDR にのぼっている。

基金の SDR 取扱及び使用状況は図表 V にみることができる。加盟国及びその他の保有者によるトランസファーは一九八二年に四五億九〇〇〇万 SDR であり、基金によるそれは二四億七五〇〇万 SDR、この二つを合併すると七〇億六六〇〇万 SDR が使用されたことになる。これに当期末の SDR の保有をみると加盟国が一七億億五一〇〇万 SDR、その他の保有者が六五〇〇万 SDR 及び基金の一般資産勘定では四六億二三〇〇万 SDR が保有されている。したがって総合計では一四億三六〇〇万 SDR が使用されていることになる。⁽³⁾

状では、第一に各国から基金への報告時に使用される計算単位のあり方と、第二は基金が公表する国際収支表のための計算単位のあり方との二点について考慮されなければならない性格のものである。第一の問題点は各国が表示する計算単位が单一か複数か、また複数の計算単位は单一の単位で統一できないかが、要点となる。ところが国内的使用においても計算単位の統一は統計上必要であるから、おそらく单一の計算単位で表示した報告が IMF にされるはずである。各国が单一の計算単位で報告するとしても基金のレベルでは、各国別の計算単位で表示されているから、ここで統一計算単位で換算しなければならない。旧協定では、それはアメリカ・ドルであった。しかし、ドルの信認が動搖するに至って、このような一国の国民通貨に換算することは必ずしも妥当ではない。しかも主要な諸国が変動相場制に移行している現在、各国民通貨で表示された基金への報告さえも再検討されなければならない。基金では変動相場制移行に際して、換算のために、取引期間中の市場における当該為替の平均相場を使用している。さらに SDR の創設と配分によつて、SDR が一般化するにつれて、基金は SDR をドルに代わる計算単位にしようとしている。計算単位としての資格要件は、安定性と一般通用性であるが、当初は一般通用性よりも安定性が高く評価されて、民間でも公的にも使用されるようになった SDR は、今日ではかなり一般通用性も有するようになつてきている。

一国の政策に大きく左右されない国際機関による安定した、しかも通用性のある計算単位、さらには交換手段や価値保全手段の創出は取引が国際化し、地球全体にわたる貿易が行なわれるようになるにつれて、強く要求されるようになつてきたのである。

SDR の価値基準であるバスケットの通貨は当初の十六から五に縮小された。これによつて SDR の計算が容易に

なるとともに、安定性はかなり保持された。アメリカ・ドルの影響力は協定方式の一〇〇%から四一%に減少したのである。また金本位制の下でみられた国内政策が金の輸出入を通して影響をうけることもある程度緩和された。
しかしながら、今後の問題として、日常的な取引がほとんど全てSDRで行われるようになるとは必ずしも考えられない。各国民通貨の使用は各国内においても、対外的にもかなり強い要求があろう。また今後のSDRの発行高がインフレを引き起すまで増大することにもなれば計算単位としての安定性に疑問が生ずることになる。安定性について、さらに厳密にいえば、五つのバスクエット通貨が一律にインフレ的又はデフレ的に価値変動を引き起せば、SDRもまたこの影響をさけることができない。それにもかかわらず、国際的な取引の計算単位としてSDRに向けられる期待は相対的に大きなものがある。

注

- ① IMF国際收支表提要の日本における最初の本格的な研究は、斎藤武雄著の『国際收支の研究』東洋経済新報社 昭和四十二年がある。
- ② この分野での研究はその他に田中喜助著の『国際收支』日本評論社 昭和四十三年をあげることができる。
- ③ IMFの『提要』とは IMF, *Balance of Payments Manual* のことであって、その第一版及び第二版と第三版の最大の相違は第三版が国際收支表を社会会計の一構成要素と見なした点にある。第四版では本文の後述にみられるように一層この性格を強化してきているのである。
- ④ 拙論「国際收支表提要」と『新国民经济計算体系』（国士館大学政経学会編『政経学会誌』第八号）昭和五十四年 六九一八八ページ参照。
- ⑤ 拙論「国際收支表」の概念的枠組（国士館大学政経学会編『政経論叢』第三〇号）昭和五十五年 一六七一八六ページ参照。

- (6) 拙論「『国際收支表』における居住者」(國立館大学政経学会編『政経論叢』第三十一号) 昭和五十五年 一〇二一—一三一九
一ページ参照。
- (7) 拙論「『国際收支表』における評価」(國立館大学政経学会編『政経論叢』第三十三号) 昭和五十五年 四三一六六ページ参照。
- (8) 拙論「『国際收支表』における計上時点」(國立館大学政経学会編『政経論叢』第三十七・三八合併号) 昭和五十六年 三五九一三七七八ページ参照。
- (9) IMF, *op. cit.*, 4th ed., 1977, p. 40.
- (10) 拙論「『国際收支表』の概念的枠組」(前掲誌) 一六八一—一七〇ページ参照。
- (11) 拙論「『国際收支表提要』と『新国民経済計算体系』」(前掲誌) 七六一八六ページ参照。
- (12) IMF, *op. cit.*, 4th ed., 1977, p. 41. いわゆる「取引の計算単位」とは異なるが、IMFにおける固定平価は、その設立当初の協定によれば「各國の平価は、共通尺度である金により、または一九四四年七月一日現在の量目、純分による米ドルによって表示する」(第四条第一項)と規定していく。いわゆるとは、学者や専門家間に様々な解釈を生み出した。たとえば、IMFの価値尺度は金のみであるとする説、ドルのみであるとする説、またドルだけが金平価をとり、他の加盟国通貨はドル平価をとると主張する説などである。これについて松村善太郎教授は、「この規定は、前段で価値尺度は伝統的な金以外にないことを承知するとともに、後段において一定量の金、すなわち純金〇・八八八六七一グラム(1/35オンス)に中立的な貨幣名称たとえばペソ・コロールと命名しないで、アメリカの貨幣名称であるドルと名づけ、これを計算の便宜上の尺度にしたものと解釈すべきである。」(「IMF体系におけるドルの地位」世界經濟研究協会編『世界經濟評論』第一六卷八号、昭和四十七年、五百一頁)と主張されている点は、まさに当『提要』の「計算単位と換算手続」の中で論じられている「全般的配慮」の第二の配慮すべき点である。「国際收支表統計の使用者の大部分に広く知られ親しまれていると思われる単位を持つ方が使用上便利である」とする点から、当時の国際経済取引状況を考慮すれば、妥当性が強いと言える。なお同教授は、のようなドルの地位を「IMF体制における基準通貨(Bezugswährung, étalon de référence)」またはユーロレール(numeraire)とするのがやむを得ない、準備通貨、基軸通貨ではない」(同論文)と主張されてくる点も興味深い解釈である。
- (13) Charles Levinson, *VODKA-COLA*, 1st. ed., 1977.

(14) IMF, *op. cit.*, 4 th ed. 1977. p. 41. いわゆるな配慮にもかかわらず、IMFは平価の設定においてのDRをIMF平価にしようとする動きを最近になって示している。後述するように数次にわたるIMF協定の改定作業はいの傾向を如実に示すものである。そのには米欧間の金とドルとの間の国際価値基準論争が存在する。その場合、SDRの価値基準を何に求めるかがより重要なものとなるであろう。

(15) IMF, *ibid.*, p. 41.

(16) いりやくの経常取引 current transactions などは、おもとで資本および貨幣用金以外の取引を意味するものと考えられる。この帳簿については斎藤著、前掲書、五一—五四ページに詳しく述べてあるが別稿で論じるといふとする。

(17) IMF, *op. cit.*, 4 th ed., 1977, pp. 41-42.

(18) あらゆる外國為替相場は、為替市場における各々の為替の需要供給によって自由決定される場合、つまり自由相場制 free rate system においては、手数料や金利の要素を除外すれば、本来单一のものとなるはずである。いわゆる、いにいに政府またはその代理機関が為替管理等の必要上から「公定相場を定める場合」つまり公定相場制 official rate system においては必ずしも單一のものとして公定されずに複数化されることがある。たとえば、輸入品を幾つかに分類し、それぞれに異ったレートを定め、輸入の抑制を要する品目ほど高いレートを適用する場合である。これを複数為替制度と呼んでいるが、これによれば直接的な貿易制限や為替制限によることなく、輸出入の調整や国際收支の均衡をはかることがある程度可能であるため、ラテン・アメリカで採用されている例が多く、日本でも一九四九年四月、一ドル＝三六〇円の單一為替相場が設定されてくるが、事実上複数為替相場を採用していた。IMFでは原則として、いののような方式を禁じてい。

(19) IMF, *op. cit.*, 4 th ed., 1977, p. 42.

(20) IMF, *ibid.*, p. 42.

(21) 指論「『国際收支表』における評価」(前掲誌) 四二—六六ページ参照。

(22) 評価替えについてでは当『摘要』において次のように説明している。つまり「実物資産と金融項目の評価は絶えず変化を受ける。その変化は二つの原因のいずれかあることはその双方から起る。つまり、①ある項目の態様の取引の価格は習慣的に価格が見積られる通貨に換算して変更せざることがある。②価格が見積られる通貨の為替相場は使用される計算単位に対して変化する」とある。特定の経済主体の勘定に生ずる価値の変化はその主体が取得すべき契約を締結したが、いまだ

その主体が再処分の契約をしていない資産の変化であつて、それはその主体があらゆるケースにおいて特定期に所有する変化ではない。特にこの増加は資産を獲得すべき契約をした主体にまだ引き渡しをしていない資産の増加分を含み、その主体が处分すべき契約をしたけれどもいま引き渡しをしていない資産の増加分を含むものではない。評価替えはこのような変化の補足的情報が準備の分類中、金融項目に関して与えられるけれども、コンベンションによつて国際收支表には含まれない」としているのである。(IMF, *ibid.*, p. 15.)

⑫ いの点での取り扱いについて、『提要』では次のように述べている。つまり、「契約にもとづく所有権の変化が現実に生じる場合、その取引はその項目が契約にもとづいて有する市場価格で国際收支表に表示されることになる。もちろん、その価値はその契約が締結された時期までの価値に影響を及ぼすような、いかなる価値変化をも反映するものである。それゆえに、国際收支表は契約がその資産を処理するために締結されるまで、その契約がその資産を獲得するためになされた時期から生じた評価替えから結果的に生ずる資本獲得又は資本損失の実現化を含んでいい。資本獲得の実現化と資本損失の実現化の間の相違は国際收支表に含まれるが、評価替えそれ自身には含まれないものである」としている。(IMF, *ibid.*, p. 15.)

⑬ IMF, *ibid.*, pp. 44-45.

いの計上時点については当『提要』では次のように説明する。つまり、「ある契約が一つ以上の取引に及ぶケース、たとえば実物資産の供給と当該信用の支払延期というようなケースが考えられるが、ここにおいてはそれぞれの取引が発生する時に国際收支表に計上するよう求められる。これについては、輸入者が商品の所有権を獲得する前に支払い（つまり輸出者に現金を渡す）をする（前払い）には、この輸入者はまだ当座の期間未払いのままにしているその輸出者の債権を獲得するので表示されねばならない。同様に、輸入者がその商品を獲得する後のある時期まで支払いをしない時（後払い）には、輸出者に対する債務を有するものとして中期期日に表示される。これらの債権債務関係はまず第一に商品の発送によって、第二はその商品に対する現金支払いによってやがて解消されるものであるが、この債権の発生と消滅は商品に対する所有権の変更とそれに伴う支払いの場合と同様に、それぞれが発生した時点で国際收支表に表示されるべきである」としている。

(IMF, *ibid.*, p. 35.)

⑭ IMF, *ibid.*, pp. 7-18.

⑮ IMF, *ibid.*, pp. 45-48.

- ㉙ 招諭「ケインズの国際清算同盟案についての」考察」(国士館大学政経学会編『政経学会誌』第四号) 昭和五十年、111
五一、四五ページ参照。
- ㉚ 松村善太郎「新国際通貨への接近と通貨体制の将来」(世界経済研究協会編『一九八五年の世界貿易』第1巻) 昭和四十七年、119三ページ参照。
- ㉛ リの時期のDRの創設については、尾崎英一著『SDR—国際通貨体制の将来』東洋経済新報社、昭和四十四年に詳しく述べる。
- ㉜ 尾崎著、同書1-11-1四五ページ参照。
- ㉝ 松村善太郎「IMF新協定とSDR」(世界経済研究協会編『世界経済評論』第111巻第六号) 昭和五十一年、五一
118-119参照。
- ㉞ IMF Survey, Oct. 13, 1980, pp. 325-326.
- ㉟ 滝沢健一「最近の国際通貨情勢おとくへ——金利用率の抬頭とのDRの新使用法——」(世界経済研究協会編『世界経済評論』第114巻第六号) 昭和五十五年、四一七五四ページ参照。
- ㉟-1 IMF Survey, Nov. 1982, p. 14.
- ㉞ IMF, *ibid.*, p. 14.

(一九八二年三月)